

「特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約」に関する公表

2020年7月22日
JETRO ニューデリー

2020年7月21日、インド特許意匠商標総局(O/o CGPDTM)は、National Agriculturally Important Microbial Culture Collection (NAIMCC)が、「特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約（以下、「ブダペスト条約」）」第6条および第7条に基づき、2020年7月28日付で、同条約に係る微生物の国際寄託当局の地位を取得すると公表した¹。

微生物に係る発明について特許出願をしようとする者は、本条約の加盟国における特許手続において、微生物を国ごとに寄託することなく、自国内の—か所の国際寄託当局への寄託で済ますことが可能となる。なお、締約国は82か国（2020年7月現在）。³

以上

¹ <http://www.ipindia.nic.in/newsdetail.htm?691>

² http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/News/691_1_Budapest_338_E.pdf

³ <https://www.wipo.int/budapest/en/>